

Progress～進歩～

一期一会

3年4月号(広告)
2021年4月1日発行
三宅税理士法人
代表社員 三宅孝治
(中国税理士会 倉敷支部会員)
倉敷市中島2370番地14
TEL 086-466-1255
FAX 086-466-1288
第167号
発行担当者:河本 朝香

早いもので最初の緊急事態宣言から一年が経とうとしています。私たちの生活は大きく変わりましたが、中でも変わらず美しい花を咲かせる桜が見ごろとなってきました。以前のようなお花見はできませんが、ふと立ち止まって桜を眺めるといのも素敵な時間の過ごし方ではないでしょうか。さて、今回は税制改正による「中小企業における所得拡大促進税制の見直し」と「岡山県飲食店等一時支援金制度」についてです。

中小企業における所得拡大促進税制の見直し



経済の好循環・持続的な成長には、所得の増加を通じた内需拡大が重要とされています。しかし、新型コロナウイルスの影響により雇用環境が悪化する中では、雇用を守り、個人消費の原資となる所得の下支えが必要と考えられます。そのため、雇用を増やすことにより所得拡大を図る企業も評価できるよう、**適用要件の一部見直し・簡素化されたうえ、適用期限を二年間延長**されました。

改正概要 【適用期限：令和4年度末まで】

《現行制度》	《改正案》
<p>【通常要件①】 継続雇用者給与等支給額が前年度比で1.5%以上</p> <p>かつ</p> <p>【通常要件②】 給与等支給総額（企業全体の給与）が前年度以上</p> <p>【措置内容】 ✓ 給与等支給総額の増加額の15%を税額控除</p> <p>【上乗せ要件】 継続雇用者給与等支給額が前年度比で2.5%以上であり、次のいずれかを満たすこと Ⅰ. 教育訓練費が対前年度比10%以上増加 Ⅱ. 中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けており、経営力向上が確実になされていること</p> <p>【措置内容】 ✓ 給与等支給総額の増加額の25%を税額控除 ※控除上限は、法人税額の20%</p>	<p>【通常要件】 給与等支給総額（企業全体の給与）が前年度比で1.5%以上</p> <p>【措置内容】 ✓ 給与等支給総額の増加額の15%を税額控除</p> <p>【上乗せ要件】 給与等支給総額（企業全体の給与）が前年度比2.5%以上であり、次のいずれかを満たすこと Ⅰ. 教育訓練費が対前年度比10%以上増加 Ⅱ. 中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けており、経営力向上が確実になされていること</p> <p>【措置内容】 ✓ 給与等支給総額の増加額の25%を税額控除 ※控除上限は、法人税額の20%</p>

改正案は令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度に適用されます

継続雇用者とは以下の要件を全て満たす方を指します。
前事業年度及び適用年度の全ての月分の給与等の支給を受けた国内雇用者である。
前事業年度及び適用年度の全ての期間において雇用保険の一般被保険者である。
前事業年度及び適用年度の全てまたは一部の期間において高年齢者雇用安定法に定める雇用制度の対象となっていない。

現行制度では、前事業年度または適用年度の途中で採用された方や、退職した方は継続雇用者とは認められません。ですから、前年度比で給与等支給額が1.5%以上だったとしても、継続雇用者給与等支給額の増加が1.5%未満の場合には、この制度の適用を受けることができませんでした。今後は全体の給与等支給額の増加率のみで適用の有無を判定するため、適用要件が簡素化されたといえます。

こちらの改正案は**令和3年3月26日に国会で可決・成立**しました。

(参考元：経済産業省 zeiseikaisei.pdf (meti.go.jp))



Visionご案内

毎月開催中の**経営計画書作成セミナー：Vision**
今月の開催日は**4月8日(木)**です。
経営者の方が日頃考えていらっしゃる事を、年に一度、当事務所において頂き、経営方針書や行動計画表を作成して頂いています。まだ参加された事のない方、経営計画を作ってみませんか。

開催日	対象者	申込期限
4月 8日(木)	2・3・4・5月決算法人様	4月6日(火)
5月13日(木)	3・4・5・6月決算法人様	5月11日(火)
6月10日(木)	4・5・6・7月決算法人様	6月4日(金)

<4月カレンダー>

8	木	* 経営計画書作成セミナー：Vision
12	月	* 3月分源泉所得税・住民税の納付期限
15	木	* 所得税・個人消費税・贈与税の申告期限及び現金納付による場合の納付期限
30	金	* 2月決算法人の確定申告期限及び納付期限
		* 8月決算法人の中間申告期限及び納付期限
		* 3月分社会保険料の納付期限
		* 固定資産税(第1期)の納付期限
* 消費税(4期)の納付期限 (年税額400万円超の11・5月決算法人)		
<p>ご注意 所得税及び個人消費税の自動振替日が変更となっております。振替日の振替銀行口座残高にご注意ください。 所得税 5月31日(月) 消費税 5月24日(月)</p>		

岡山県飲食店等一時支援金制度について

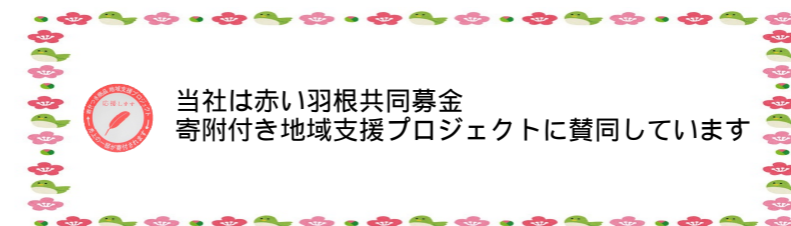
国の緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業又は外出自粛等の影響を受けた事業者については、国が一時支援金制度を創設し、支援を開始したところです。国の一時支援金の給付対象とならない県内事業者においても、新型コロナウイルス感染拡大による外出機会の減少の影響を受け、長期にわたり厳しい経営状況が続いていることから、国の制度を補完する岡山県飲食店等一時支援金を創設するものです。

- 1 対象者
県内に主たる事業所を有する中小企業等
- 2 給付要件
次の(1)から(6)の**いずれにも該当**すること

- (1) 国の一時支援金(令和3年新設)を受給していないこと
- (2) 資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること
- (3) 外出機会の減少による影響を受けた次のいずれかに該当するもの
ア 飲食店
イ アの飲食店と直接・間接の取引がある事業者
ウ 主に対面で個人向けに商品・サービスの提供を行う飲食店以外の事業者
エ ウの事業者と直接の取引がある事業者
- (4) 平成31年比又は令和2年比で、令和3年の1月、2月又は3月の売上が30%以上減少していること
- (5) 新型コロナウイルス感染拡大防止のための業種別ガイドラインに沿った対策を実施していること
- (6) 今後も事業を継続する意思があること

- 3 給付額
・ 法人：40万円
・ 個人事業者：20万円
- 4 今後のスケジュール
・ 4月下旬 申請受付開始予定
・ 5月下旬 支援金給付開始予定

上記の情報は**令和3年3月25日現在**のもので、今後の情報にご注意下さい。
(参考元：岡山県飲食店等一時支援金制度の概要について - 岡山県ホームページ(経営支援課)(pref.okayama.jp))



岡山県でも未だに新型コロナウイルスの感染者が確認されています。以前当たり前にできていたことのありがたみを、今になって痛感させられます。自粛期間が続くストレスを感じることもありますが、今だからこそ楽しめる”おうち時間”や家族との触れ合いの時間を大切に過ごしてゆきましょう。